

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>0404.90</u>	1. 分娩後24時間以内に採取した牛の初乳 本品は、液体を凍結させたものであり、重量比で固形分 18～25%、脂肪分 4～5%、たんぱく質 10～15%から成り、たんぱく質含有量の約 50%は免疫グロブリン（IgG）である。本品は、バルクで提示され、輸入前に処理や加工をされていない。 <u>通則1及び6を適用</u>		(新 規)
<u>1202.42</u>	1. 乾式ブランチング処理された落花生 本品は、殻を除いた落花生で、果皮に亀裂を入れ、ほぐすために、熱処理されたものである。冷却後、種子は、果皮を剥ぐためにブラシ又はリブ付きのゴム製ベルトを通過させる。本品は、重量比で水分含有量4%以上であり、カタラーゼ及びペルオキシダーゼの酵素活性が陽性である。 <u>通則1及び6を適用</u>		(新 規)
<u>1704.90</u>	11. せき止め用の錠剤 本品は、主として、砂糖（1錠あたり約1.9グラム）、甘草（リコリス）エキス（1錠あたり35ミリグラム）、他の食用品（例えば、でん粉及びゼラチン）及び香味料（例えば、メントール、ペパーミント油、アニス油、ユーカリ油、パインブリミオ油及びとうがらし）から成る。 本品は、小売用の包装にしたものである。 <u>通則1及び6を適用</u>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
<u>2523. 90</u>	<u>1. 水硬性セメント</u> <u>本品は、ポゾラン、フライアッシュ（飛灰）、石灰岩のようなセメント系材料を 5 %超混合したポルトランドセメントから成る。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u>		(新 規)
<u>3004. 90</u>	<u>8. コ・トリモキサゾール</u> <u>本品は、タブレット状で、コレラ又はチフスのような細菌による感染の治療に使用されるものである。本品は、2つの有効成分、スルファメトキサゾール（SMZ）及びトリメトプリム（TM）から成り、小売用に包装されている。</u> <u>剤形及び単位あたりの有効成分量：灰かっ色の錠剤（割線入り）で、TM を 160 ミリグラム及び SMZ を 800 ミリグラム含有する。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u>		(新 規)
<u>3208. 20</u>	<u>1. コポリマー樹脂のアルコール溶液</u> <u>本品は、エチルアルコール（重量比 93.5～97.5%）、イソプロピルアルコール（重量比 0.5～1%）、フタル酸ジエチル（重量比 0.1～0.2%）及びコポリマー溶液（重量比 4～4.5%）を含有するものである。当該コポリマー溶液は、エチルアルコール（重量比 50～70%）及びポリビニルピロリドン-酢酸ビニル共重合体（30：70）から成る。</u> <u>本品は透明な液状で、公称容積 200 リットルの金属製のドラム缶又は公称容積 1,000 リットルのプラスチック製の容器入りで提示される。ヘアースプレーの製造における原料として使用される。</u> <u>通則 1（第 32 類注 4）及び 6 を適用</u>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
3814.00	3. 無色透明の液体 本品は、ホワイトスピリット（57%）、デカヒドロナフタレン（DHN 35%）、ベンジルアルコール（5%）及びエチルヘキサノール（3%）から成り、200 リットルのスチールドラム入りで提示される。本品は、ワニスやペイントの調製又は機械部分品の脱脂剤に使用される。 <u>通則 1 を適用</u>		(新 規)
3824.99	23. 歯科用ジルコニアブロック 本品は、円形（直径 98 ミリメートル、高さ 14 ミリメートル）で、主として酸化ジルコニウム及び少量のその他の金属酸化物から成るものである。 輸入後、本品は歯科技工所又は歯科技工士により加工される。歯科治療で使用する前に、当該ブロックは、義歯又は歯科用修復物として最終的な形状を成すために、削り出し、着色、焼結、つや出し等のいくつかの工程を要する。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u> 		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
3824. 99	24. 歯科用ジルコニアブロック 本品（長さ 89 ミリメートル×幅 71 ミリメートル×高さ 16 ミリメートル）は、主として酸化ジルコニウム及び少量のその他の金属酸化物から成るものである。 本品は、主に歯科補綴（てつ）治療に使用される。輸入後、本品は歯科技工所又は歯科技工士により加工される。歯科治療で使用する前に、義歯又は歯科用修復物として最終的な形状を成すために、削り出し、焼結、研磨、つや出し等のいくつかの工程を要する。 通則 1 及び 6 を適用 	(新 規)
3921. 90	3. 紡織用繊維製の織物及びプラスチックから成る積層製品 本品は、2 枚の透明なポリエチレン製のフィルム（当該積層製品の 2 つの外層を構成する）と織物の中間層（又は芯）から成るものである。 織物の中間層は、直角に交叉（さ）させ重ねた 4 層の超高分子量ポリエチレン（UHMW-PE）繊維製テープから成る。 本品は、ロール状になっており、弾道（防弾）チョッキの製造に使用される。 通則 1（第 11 部注 1（h））及び 6 を適用	(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

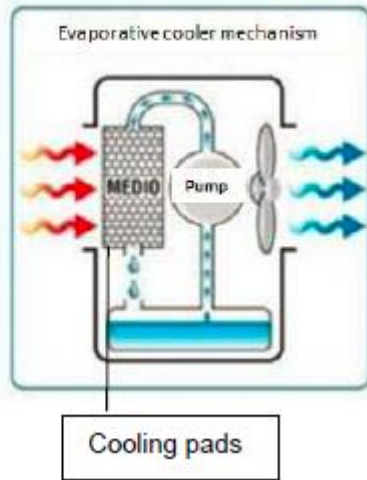
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
4411.12	<u>1. 木製の繊維板（MDF：ミディアムデンシティファイバーボード）</u> <u>本品は、密度が1立方メートルにつき 800～860 キログラム、厚さが3～4 ミリメートル（公差±0.2 ミリメートル）、大きさが縦 2,440 ミリメートル、横 1,220 ミリメートルである。</u> <u>本品は、乾式法により製造される。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u>		(新 規)
8477.80	<u>1. 手持ち式印刷ペン</u> <u>本品は、アクリロニトリル―ブタジエンスチレン（ABS）又はポリ乳酸（PLA）のいずれかから成る加熱されたプラスチックの糸が、押し出され、瞬時に固まることにより、3次元の物体を手で自由に造形することができるものである。プラスチック糸は、本品の内部で加熱され、先端のノズルから押し出される。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u> 		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8479. 60	3. 蒸気式空気冷却器 <u>本品は、重量 27 キログラム（寸法：高さ 1,445 ミリメートル、幅 685 ミリメートル、奥行き 510 ミリメートル）、移動のための 4 つの車輪付きで、蒸発時の潜熱の原理によって空気を冷却するものである。本品は水を蒸発させる装置を内蔵しており、同装置内では、ポンプが内蔵のタンクから継続して水を汲（く）み上げ、冷却パッドに均等に行き渡らせる。冷却パッド上の水が蒸発することにより空気の温度を下げ、電動ファンがその空気を室内に放出する。</u> 通則 1 及び 6 を適用  		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
<u>8483. 50</u>	<u>1. エンジンプーリー</u> 本品は、<u>スチール製で、その内部にはベルトを滑らし、均一かつ永続的な張力をもたらすローラーを有する。モーター部品との正確な同期のために、伝動ベルトの張力を適正な強さに維持する。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u> 	(新 規)
<u>8517. 70</u>	<u>6. 基地局用アンテナ</u> 本品は、<u>二重偏波の指向性平板アンテナで、幅 0.3 メートル、高さ 1.4 メートルである。当該アンテナは、周波数帯 1.7～2.7 GHz で動作する移動通信用の基地局の部分品である。移動通信システムに用いると、基地局アンテナは、基地局アンテナシステムにおいて電磁波を送受信する。主な特徴は以下のとおり。</u> ・ <u>指向性：水平ビーム幅 65°（移動通信用）</u> ・ <u>利得：18 dBi</u> ・ <u>垂直ビームポインティング調整機能</u> ・ <u>通信用 4.3～10 コネクタ</u> <u>通則 1（第 16 部注 2（b））及び 6 を適用</u>	(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前
8517.70	<u>7. マイクロ波アンテナ</u> 本品は、超高性能二重偏波アンテナで、周波数帯 14.4～15.35 GHz で動作する。<u>当該マイクロ波アンテナは、マイクロ波通信装置において電磁波を送受信する。主な特徴は以下のとおり。</u> ・ <u>利得：最大 42.9 dBi</u> ・ <u>アンテナ直径：1.2 m</u> ・ <u>ビーム幅：1.2°</u> ・ <u>XPD（交差偏波識別度）：30</u> <u>通則 1（第 16 部注 2（b））及び 6 を適用</u>		（新 規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
8525. 80	4. 4つの回転翼を有する遠隔操作式ヘリコプターに搭載されたデジタルカメラ 本品は、「ドローン」又は「クアッドコプター」とも呼ばれる、<u>4つの回転翼を有する遠隔操作式ヘリコプター（対角寸法：35センチメートル、重さ：1,388グラム）に搭載されたデジタルカメラである。14センチメートル（5.5インチ）のモニターが組み込まれ、Wi-Fi 接続可能なリモートコントローラー、電池及び充電器、ケーブル、その他の附属品とともに、一つの箱に入った小売用のセットとして提示される。</u> <u>当該デジタルカメラは、2.54センチメートル（1インチ）20メガピクセルのCMOSセンサー内蔵で、14fpsで静止画の撮影ができる他、60fpsで4K動画の録画が可能である。</u> <u>本品は、安定したホバリングと離陸地点への帰還のためのGPS及びGLONASSモジュールを含む他、障害物を回避するためのコンピュータビジョンシステム、物体の自動認識のためのアクティブトラッキング機能も有している。最高飛行高度は500メートルであるが、電池の充電を要するため、飛行高度は120メートル、飛行時間は約30分に限られる。</u> <u>通則1、3（b）及び6を適用</u> 	（新 規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
8538.10	1. <u>組み立てていないモジュール部品の形態で提示される配電用キャビネット</u> <u>本品は、以下の構成要素から成るものである。</u> <u>（i）フレームと筐（きょう）体の構成部品：フレーム、パネル、プレート、基部、支持具及び支持構造体</u> <u>（ii）バスバーシステムの組立部品：接続ラグ及び保持器</u> <u>（iii）ブレーカーの組立部品：ドアモジュール、取付板、仕切り及び接続部品</u> <u>全ての部品は予設穴を有し、電気機器（開閉装置及び制御装置並びにそれらに関連したブレーカー及びバスバー）用のキャビネットの形にねじ留めして組み立てられるようになっており、同キャビネットはビルの給配電用に屋内で使用するのに適している。電気機器や電気通信装置は含まない。</u> <u>通則 1（第 16 部注 2（b））、2（a）及び 6 を適用</u>		(新 規)
8538.10	2. <u>組み立てていないモジュール部品の形態で提示される配電用キャビネット</u> <u>本品は、以下の構成要素から成るものである。</u> <u>（i）フレームと筐（きょう）体の構成部品：フレーム、フレーム接続具一式、パネル、プレート、基部、カバー、ドア部の配線用支持具及びラベル</u> <u>（ii）バスバーシステムの構成部品：垂直型バスバー（絶縁なし）、保持器、補強具及び支持具</u> <u>全ての部品は予設穴を有し、電気機器（開閉装置及び制御装置並びにそれらに関連したブレーカー及びバスバー）用のキャビネットの形にねじ留めして組み立てられるようになっており、同キャビネットはビルの給配電用に屋内で使用するのに適している。電気機器や電気通信装置は含まない。</u> <u>通則 1（第 16 部注 2（b））、2（a）及び 6 を適用</u>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
8538. 10	3. <u>組み立てていないモジュール部品の形態で提示される配電用キャビネット</u> <u>本品は、以下の構成要素から成るものである。</u> <u>（i）フレームと筐（きょう）体の構成部品：フレーム、プレート、基部、支持構造体、カバー、扉及びラベル</u> <u>（ii）バスバーシステムの組立部品：接続ラグ</u> <u>（iii）ブレーカーの組立部品：カバー及び取付け具一式</u> <u>全ての部品は予設穴を有し、電気機器（開閉装置及び制御装置並びにそれらに関連したブレーカー及びバスバー）用のキャビネットの形にねじ留めして組み立てられるようになっており、同キャビネットはビルの給配電用に屋内で使用するのに適している。</u> <u>電気機器や電気通信装置は含まない。</u> <u>通則 1（第 16 部注 2（b））、2（a）及び 6 を適用</u>		(新 規)
8543. 70	7. <u>高輝度ダイオードモジュール（SLED）</u> <u>本品は、14 ピンのバタフライ型ハウジングに恒久的に取り付けられた、高輝度ダイオード、熱電冷却装置及びサーミスタから成り、FC/APC コネクタの付いたピグテイル型光ファイバーが取り付けられている。高輝度ダイオードは、スペクトル帯域 800～1700 nm、中心波長領域 1530～1570 nm で発光する。</u> <u>例えば、医療診断（光コヒーレンストモグラフィー）の光源、光ファイバーセンサー、光ファイバージャイロスコープ等に用いられる。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>8708. 29</u>	<u>4. ゴム製ストリップ付き自動車用ガラス</u> 本品は、<u>自動車用のフロントガラスとして使用するのに適した寸法及び形状のものである。射出成形されたストリップは、剛性（ショア硬度）が 60～95、厚さが 3～15 ミリメートルで、自動車用ガラスに恒久的に取り付けられ、ガラスの枠を形成する。この枠を取り付けた製品は、フロントガラスとして、直接自動車に取り付けられる。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u>

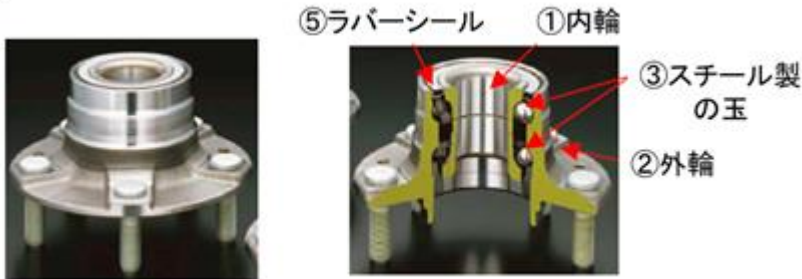
（新 規）

改正後	改正前
8708.50	1. フランジ付き円すいころハブユニット軸受（内輪回転型） 本品は、「第 2 世代のハブユニット円すいころ軸受」とも呼ばれるもので、① 2 個のスチール製内輪（内径：54 ミリメートル）、② フランジ付きのスチール製外輪（外径：96 ミリメートル、フランジ径：159 ミリメートル）、③ 40 個のスチール製ころ（20 個×2 段）、④ 2 個のプラスチック製保持器、⑤ 2 個のラバーシールから成る複列のころを持つものである。フランジ付きの外輪には、自動車の車体に取り付けるためのボルト用ねじ穴が付いている。 本品は、フランジ付きの外輪（②）によって、自動車の車体に取り付けられるよう設計されている。駆動輪に取り付ける場合、内輪（①）は、ホイールハブ及びドライブシャフトと係合するよう設計されている。本品は、摩擦を大幅に減少させるだけでなく、車重を支え、タイヤを円滑に回転させる機能を有する。本品は、駆動輪と従動輪の両方に使用できる。 通則 1（第 17 部注 3）及び 6 を適用

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
8708.50	2. ハブユニット軸受（外輪回転型） 本品（直径 137 ミリメートル、厚さ 68 ミリメートル）は、「第 2 世代のハブユニットベアリング（外輪回転型）」とも呼ばれ、 <u>① 2 個の内輪、② 外輪、③ スチール製の玉、④ 保持器、⑤ ラバー</u> <u>シールから成るものである。外輪は、ボルトで自動車のホイール</u> <u>を取り付けるための 5 穴のフランジと一体成型されている。ホイ</u> <u>ールは、ハブユニット軸受を介して取り付けられたシャフト上で</u> <u>回転する。本品は、車重を支え、ホイールを取り付け、ホイール</u> <u>を円滑に回転させる機能を有する。本品は従動輪用である。</u> <u>通則 1 及び 6（第 17 部注 3）を適用</u> 

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8708. 50	3. フランジ付き円すいころハブユニット軸受用の外輪（完成品） 本品は、外径 96 ミリメートル、フランジ径 159 ミリメートルの外輪で、フランジ付き円すいころハブユニット軸受に組み込まれた後、自動車の車体に取り付けることができるよう、ボルト用の穴が開けられている。 通則 1 及び 6（第 17 部注 3）を適用 		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前
8708. 50	4. フランジ付き円すいころハブユニット軸受用の外輪（鍛造、<u>未完成品</u>） <u>本品は、外径 96 ミリメートル、フランジ径 159 ミリメートルの外輪で、フランジの完成品の形状及び寸法になっているが、外輪として使用される前に旋削、熱処理及び研磨されることになる。本品には転動体のための複列の軌道はなく、フランジにボルト用の穴はない。</u> <u>通則 1（第 17 部注 3 及び第 15 部注 1（f））、2（a）及び 6 を適用</u>		(新 規)

改正後	改正前
9029.90	1. 車両の計器盤用の基板 (PCB) 本品は、約 440 の能動素子及び受動素子を含むもので、輸入後に、窓板や液晶ディスプレイ (LCD)、スピーカー、指示針、様々なプラスチック製の構成部品と組み合わせることにより、計器盤の完成品となる。 計器盤の完成品は、使用時に、速度、1 分間あたりの回転数 (RPM)、車両の走行距離 (本品とは別の電子制御装置 (ECU) が車輪に取り付けられたホールセンサーから受信したデータによるもの)、センサー類から受信した自動車の状態に関する情報 (冷却水の温度、燃料の残量、ドア開放の警報等) を表示することができる。 通則 1 (第 17 部注 2 及び第 90 類注 2 (b)) 及び 6 を適用

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
9405.10	1. LED 光パネル 本品は、<u>落ち天井のグリッドに収まる、大きさが1' × 1'、2' × 2'、1' × 4' 又は2' × 4' の照明製品である。これらの照明パネルは、プリズム型のアクリルレンズと共にアルマイト加工されたアルミニウム製の枠又はスチール製の枠の中に収められ、低電圧定電流回路で駆動し、ソケット又は直接主電源に接続するためのコードが附属している。これらの照明は、標準的なTバー取付けに合わせた作りで、4 辺分のクリップと配線用のナットが附属する。本品は、そのまま使用可能な状態で輸入され、取付け具なしで提示される。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u> 		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前
9405.40	2. ストリップ型ライト 本品は、屋内用 LED ストリップ型ライト（24V、4W、白色光）である。<u>当該ストリップ型ライトは、照明製品モジュールの連結可能な区分（セクション）であり、同発光ストリップのセクションの各々には長さ方向に 18 の LED が並んでいる。本品は頑丈な覆い（ハウジング）を有する。最大で 16 のセクションまで連結でき、端と端を直接又は接続ケーブルのいずれかで連結する。本品は、提示の状態では、電力供給用の 24V ドライバー又は配線ボックスを含まない。本品は、例えば台所棚の作業照明やアクセント照明、背面照明及び光が届きにくい場所に使用される。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u> 		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前
9405.40	3. テープ型ライト 本品は、柔軟性のある屋内用 LED テープ型ライト（24V、1.3W、白色光）である。当該テープ型ライトは、照明製品モジュールの連結可能な一つのまとまり（セクション）であり、同セクションの各々には長さ方向に 18 の LED が並んでいる。本品は、印刷回路基板（PCB）に接続された LED を有する。102 ミリメートル（4"）毎に電圧降下を防ぐための定電圧装置と埋め込み式の連結器を有している。本品は、最大で 50 セクションまで連結でき、102 ミリメートル（4"）毎に個別の長さに切断することもできる。本品は、提示の状態では、電力供給用の 24V ドライバー又は配線ボックスを含まない。本品は、例えば台所棚の作業照明やアクセント照明、背面照明及び光が届きにくい場所に使用される。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u> 		(新 規)